



熊本県公報

第 1 2 3 3 5 号

平成 26 年 7 月 22 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	（会計課）	1
○保護施設等の設置に係る事前協議書の提出に関する要項の一部改正	（社会福祉課）	2
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（熊本北部加入区・天草町加入区）	（団体支援課）	2
○道路の供用開始	（道路保全課）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定	（社会福祉課）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	（ 〃 ）	3
公 告		
○土地改良事業（維持管理）計画変更	（農村計画課）	4
○県営土地改良事業の工事完了	（農村計画課）	4
○道路の位置指定	（建築課）	4
○道路の位置指定	（建築課）	4
○平成 26 年度登録販売者試験の実施	（薬務衛生課）	5
登 載 依 頼		
○平成 26 年度第 1 回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	（熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会）	5
○県立学校校務情報化推進事業に係る校務用サーバ及び関連機器の借入れに係る一般競争入札の実施	（教育政策課）	6
○県立学校校務情報化推進事業に係る校務用サーバ及び関連機器の借入れに関する一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（ 〃 ）	9

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 26 年 7 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 34 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 5 号中 「荒尾高等学校 南関高等学校 北稜高等学校 玉名工業高等学校」 を 「岱志高等学校 玉名工業高等学校 北稜高等学校」 に改め、同表第 1 2 号

中 「上天草高等学校 河浦高等学校」 を 「牛深高等学校 上天草高等学校」 に、 「牛深高等学校 芥明高等学校 天草工業高等学校 芥洋高等学校」 を 「天草工業高等学校 天草拓心高等学校」

学校」に改める。

附 則

- この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
- 改正前の熊本県会計規則別表第 1 に規定する荒尾高等学校、南関高等学校、河浦高等学校、牛深高等学校、芥明高等学校及び芥洋高等学校は、改正後の熊本県会計規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までの間、新規則第 2 条第 2 号に規定する地方支出機関とみなす。

告 示

熊本県告示第751号

保護施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成26年7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

保護施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項（平成16年熊本県告示第536号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「社会福祉法」の次に「（昭和26年法律第45号）」を、「以下」の次に「これらを」を加え、「当該施設」を「保護施設等」に改め、「大規模修繕等」の次に「をしようとする者に、保護施設等の設置又は増築、改築、拡張、大規模修繕等」を、「係る」の次に「事前協議を求めるとし、これに関し必要な」を加える。

第2条第1項中「保護施設等を設置しようとする者は」を「知事は、保護施設等を設置しようとする者に対し」に、「整備しようとする」を「設置しようとする」に、「次の各号に」を「次に」に、「記録した」を「記載した」に、「知事に提出しなければならない」を「提出するよう求めるものとする」に改め、同項第1号中「社会福祉法人」を「保護施設等設置しようとする社会福祉法人」に改め、「日本赤十字社」の次に「（以下「社会福祉法人等」という。）」を、「関する」の次に「次に掲げる」を加え、同号ア中「設立代表者」を「及び設立代表者」に改め、同号イ中「並びに」を「及び」に改め、同項第2号中「保護施設等」を「設置しようとする保護施設等」に改め、「関する」の次に「次に掲げる」を加え、同号ア中「施設」を「保護施設等」に改め、同号イ中「施設」を「保護施設等」に、「予定している」を「なろうとする」に改め、「その他」の次に「施設の設置」を加え、「役員予定者」を「役員になろうとする者」に改め、同号ウ中「土地」の次に「の状況」を、「建物」の次に「の概要」を加え、「）の状況」を「）」に改め、同号オ中「設置を予定している」を「保護施設等の所在することとなる」に改め、同条第2項中「事前協議書には、次の」を「場合において、知事は、次に掲げる」に、「添付しなければならない」を「添付するよう求めるものとする」に改め、同項第1号中「設立代表者」を「保護施設等を設置しようとする社会福祉法人等の設立代表者」に改め、同項第2号中「設置を予定している」を「保護施設等の所在することとなる」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第3号中「設置を予定している市町村長」を「保護施設等の所在することとなる市町村の長」に改める。

第3条の見出し中「増築」を「増築等」に改め、同条第1項中「入所定員」を「知事は、入所定員」に、「増築等」を「増築、改築、拡張、大規模修繕等（以下「増築等」という。）」に、「社会福祉法人等は、整備」を「社会福祉法人等に対し、増築等」に、「知事に提出しなければならない」を「提出するよう求めるものとする」に改め、同項第1号中「増築」を「保護施設等の増築等」に改め、同項第2号中「土地」を「増築等をしようとする保護施設等の土地の状況」に改め、「建物」の次に「の概要」を加え、「）の状況」を「）」に改め、同項第4号中「当該施設」を「当該保護施設等」に改め、同項第5号中「設置している」を「当該保護施設等の所在する」に改め、同条第2項中「事前協議書には、施設所在地の市町村長」を「場合において、知事は、保護施設等の所在する市町村の長」に、「添付しなければならない」を「添付するよう求めるものとする」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第752号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、平成26年7月22日から同年8月5日までの間、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の 名称	発起人の住所及び氏名	法第113条 第1項の申出 をする漁業協 同組合	縦覧場所
熊本北部 加入区	玉名郡長洲町大字長洲931番地 上田 浩次	熊本北部漁業 協同組合	熊本北部漁業 協同組合

	玉名郡長洲町大字長洲3296番地2 津田 悦司 玉名郡長洲町大字長洲3326番地2 久保 全央		
天草町加入区	天草市天草町大江7261番地 橋野 時太郎 天草市天草町大江軍浦1253番地 須崎 優一 天草市天草町大江8149番地1 荒川 勉	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

熊本県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年7月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	御船甲佐線	上益城郡甲佐町大字白旗字小中尾 1236番1地先から 同所 1029番地先まで	84.2	町道改良 工事に伴 うもの

2 供用を開始する期日 平成26年7月22日

熊本県告示第754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
福本内科医院	玉名市岱明町鍋834	平成26年6月1日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
みかわファミリー歯科	玉名郡和水町板楠字門出7番地7	平成26年3月1日
みよし歯科医院	宇城市不知火町高良2268番地1	平成26年4月1日

熊本県告示第755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
福本内科医院	玉名市岱明町鍋834	平成26年6月1日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
みかわファミリー歯科	玉名郡和水町板楠字門出7番地7	平成26年2月28日

公 告

熊本県公告第378号

玉名郡和水町に事務所を置く和水町土地改良区理事長笹淵望から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成26年7月11日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成26年7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年7月23日から平成26年8月19日まで
- 縦覧の場所
和水町役場
和水町土地改良区事務所

熊本県公告第379号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成26年7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
ため池等整備	東小新開地区	平成25年12月26日	平成26年7月3日	熊本県

熊本県公告第380号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 築造者の住所 菊池市限府457番地
- 築造者の氏名 有限会社中村製材所
- 道路の位置 菊池市野間口字大道端540番1
- 道路の幅員 4.00メートルから4.02メートルまで
- 道路の延長 69.80メートル
- 指定年月日 平成26年6月24日
- 指定番号 熊本県指令北景建第47号

熊本県公告第381号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 築造者の住所 玉名市岩崎1011番地7
- 築造者の氏名 有限会社信栄不動産
- 道路の位置 玉名市両迫間字舟渡1158番9及び水路の一部
- 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 道路の延長 86.98メートル
- 指定年月日 平成26年7月3日
- 指定番号 熊本県指令玉名景建第12号

熊本県公告第 3 8 2 号

薬事法（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 3 6 条の 8 第 1 項の規定による登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成 2 6 年 7 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

平成 2 6 年 1 0 月 2 5 日（土）

(2) 場所

東海大学熊本キャンパス 熊本市東区渡鹿九丁目 1 番 1 号

2 試験時間及び試験項目

試験時間及び試験項目は、次のとおりとする。

試験時間	試験項目	問題数
午前 1 0 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識	2 0 問
	人体の働きと医薬品	2 0 問
	医薬品の適正使用・安全対策	2 0 問
午後 2 時から午後 4 時まで	主な医薬品とその作用	4 0 問
	薬事関係法規・制度	2 0 問

3 受験資格

薬事法施行規則（昭和 3 6 年厚生省令第 1 号）第 1 5 9 条の 5 第 2 項各号のいずれかに該当する者とする。

4 受験手続等

(1) 受験申請書等の請求

受験申請書等は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。

なお、郵便により受験申請書等を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、1 4 0 円分の切手を貼った角形 2 号封筒（1 部請求の場合））を同封のうえ請求する。

(2) 受験申請書等の提出期間

平成 2 6 年 8 月 1 8 日（月）から同月 2 9 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。ただし、郵送による場合は、平成 2 6 年 8 月 1 8 日（月）から同月 2 9 日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験申請書等の提出先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は最寄りの熊本県保健所

(4) 提出書類

受験申請に当たって提出する書類は、次のとおりとする。

- ア 登録販売者試験受験申請書
- イ 受験資格を有することを証する書類
- ウ 写真台帳
- エ 写真（提出前 6 か月以内に撮影した、縦 5 センチメートル、横 4 . 5 センチメートル程度の大きさのものとし、上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、写真台帳に貼付すること。）

(5) 受験手数料

1 3 , 0 0 0 円

(6) 受験票の送付

受験申請書等の受付後、平成 2 6 年 1 0 月初旬に受験者宛てに送付する。

5 合格発表

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日（木）午前 1 0 時に熊本県庁行政棟本館 1 階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者宛てに合格通知書を郵送する。

6 問合せ先

(1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 4 2

(2) 最寄りの熊本県保健所

掲載依頼

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

平成 2 6 年度第 1 回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとお

り開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年7月22日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成26年8月5日（火）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
（1）協議事項
・救急告示病院の認定について
（2）報告事項
・平成25年度熊本県救急医療実態調査結果の概要について
（3）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう
え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療
政策課）
（電話096-333-2246）

熊本県教育委員会公告第16号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
る政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月22日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
 - （1）業務の名称
県立学校校務情報化推進事業に係る校務用サーバ及び関連機器の借入れ
 - （2）業務に係る入札・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
 - （3）借入物品及び数量
ア 仮想化基盤システム用サーバ 6台
イ ストレージシステム 2系統
ウ バックアップシステム 1系統
エ その他周辺機器及びソフトウェア
 - （4）借入物品の規格、品質など
入札説明書及び要求仕様書による。
 - （5）借入期間
平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
 - （6）納入期限及び納入場所
要求仕様書による。
 - （7）入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札
による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者
については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（4）アの電子
入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提
出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉
塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - （8）入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入（保守料込み）の代金とする。見積りに当た
っては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当
該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があ
るときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積も
った契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - （9）業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（
昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運

用基準の規定を準用する。

- (10) 最低制限価格の設定
 - この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 - 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による入札参加資格を有すること。なお、入札参加資格を有している者で、次のアからエまでの入札参加資格内容変更届に入札登録内容の有変更を必要としない場合は、入札に参加する間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日まで間に合わない場合もある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間公告の日から平成26年7月28日(月)午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送の場合はアに記載する期限までに必着とする。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品が要求仕様書に示す仕様に適合していること。
- 3 入札参加のための確認申請
 - (1) 提出書類
 - この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 仕様適合証明書
 - なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
 - (2) 提出方法
 - 電子入札システムによる入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者ICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
 - 紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
 - (3) 提出期限
公告の日から平成26年8月26日(火)午後5時まで
 - (4) 提出先
1 (2)に掲げる入札・契約担当部局
 - (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
 - (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1 (2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年8月26日(火)午後5時まで受け付ける。
 - (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年9月2日(火)午後5時まで行う。
 - (3) 入札説明会
 - ア 日時 平成26年7月28日(月) 午前10時
 - イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階教育委員会室

- (4) 入札の方法等
 - ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年9月2日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成26年9月3日(水) 午前10時
 - (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
教育庁教育政策課広報・情報班(熊本県庁行政棟新館7階)
 - (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年9月2日(火)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
 - (5) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係ない県の職員)のもとに(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
 - (6) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
 - (7) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 - イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 - (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
 - (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限
- イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
 - (本公告に係る入札・契約担当部局)
 - 熊本県教育庁教育政策課広報・情報班 (熊本県庁行政棟新館7階)
 - 電話番号 096-333-2674
 - ファックス番号 096-384-1509
 - (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること
 - 熊本県出納局管理調達課管理班
 - 電話番号 096-333-2581
 - ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
 - くまもと県市町村電子入札コールセンター
 - 電話番号 096-373-2032
 - ファックス番号 096-370-5455
 - 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)
- 8 Summary
 - (1) Name and quantity of commodity
6 servers for school affair
2 storage systems
1 backup system
peripheral equipments and softwares
 - (2) Deadline to supply commodity
December 26th 2014
 - (3) Place to supply commodity
Show in bid explanation form
 - (4) Date and place to submit bidding proposal
September 3rd 2014 10:00 am
Educational Policy Division,
7th floor, New building Prefectural Office of Kumamoto
 - (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
September 2nd 2014
 - (6) Name of the Department in Charge of Bidding Contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-shi, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2674
 - (7) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第10号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年7月22日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
 - 県立学校校務情報化推進事業に係る校務用サーバ及び関連機器の借入れ
- 2 入札参加資格
 - 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成

- 18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定されたのうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
入札の日から平成26年7月28日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期限
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更hands続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。